

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 東京都港区台場2-3-2
台場フロンティアビル3階
事業者名 東京臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 西倉 鉄也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新木場駅	ホームドアを整備する。(2023～2025年度)	計画どおりホームドアを実施。(整備中)

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期的な点検 移動円滑化に係る設備の取扱い教育	車両等に対し、各種基準等に定める検査を実施し、機能の維持に努める。 また必要に応じて補修、改修、更新などを実施する 駅社員に対して、ホームドアなどバリアフリー設備の取扱いについて教育を実施する。	計画どおり実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート運動」の継続実施	各社局と合同で実施している「声かけ・サポート運動」を継続的に実施し、見守り活動を引き続き行う。	計画どおり実施済み。 令和6年8月に強化キャンペーンの共同リリースをホームページに掲載した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの充実	各駅において必要なサインの設置、改修を実施する。	計画どおり実施済み。 国際展示場駅、東京テレポート駅、品川シーサイド駅、大井町駅の4駅の総合案内板(バス乗り場案内、出口案内、構内案内図など)を令和7年3月に改修した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	おもてなしの心と安全な介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格を、現業系社員を中心に取得及び更新させる。	計画どおり実施済み。 駅社員中心に新規資格取得11名、更新48名。
視覚障害者及び盲導犬をお連れの方への対応訓練を実施	実際の駅等を使用し、視覚障害をお持ちのお客さまへのご案内や接遇スキルを向上させるため、講習会を実施する。	資格取得・更新の講習会において、視覚障がいをお持ちのお客さまへの対応を確認した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲示等	国土交通省等からの各種キャンペーンへの呼びかけに積極的に応じて、移動円滑化に向けた広報活動及び啓発活動を実施する。	計画どおり実施済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

沿線自治体等と整備に関わる協議を行った。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上で公表する。

(4) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

鉄道駅の 名称	路線名	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 の昇降 機の設 置基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 使用者 の円滑 な乗降 が可能 なプラ ットホ ームの 数	転落防 止のた めの設 置の有 無
新木場駅	臨海副都心線	東京都江東区	60,354人		○	○	1	1	1基 (1)	6基 (6)	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	1	○
東雲駅	臨海副都心線	東京都江東区	14,700人		○	○	2	2	2基 (2)	2基 (2)	基	2箇所 (2)	○	○	○	○	○	2	○
国際展示場駅	臨海副都心線	東京都江東区	70,461人		○	○	1	1	1基 (1)	10基 (10)	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	1	○
東京テレポート駅	臨海副都心線	東京都江東区	45,645人		○	○	1	1	4基 (4)	16基 (16)	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	1	○
天王洲アイル駅	臨海副都心線	東京都品川区	31,595人		○	○	1	1	2基 (2)	17基 (17)	基	1箇所 (1)	○	○	○	○	○	1	○
品川シーサイド駅	臨海副都心線	東京都品川区	37,378人		○	○	1	1	2基 (2)	16基 (16)	基	1箇所 (1)	○	○	○	○	○	1	○
大井町駅	臨海副都心線	東京都品川区	73,761人		○	○	2	2	2基 (2)	23基 (23)	基	箇所 ()	○	○	○	○	○	2	○
(合計) 計 駅				0 駅	7 駅	7 駅	9	9	14基 (14)	90基 (90)	0 基	4箇所 (4)	7 駅	7 駅	7 駅	7 駅	7 駅	9	7 駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。